

さいたま市告示第1208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和イーストシティショッピングプラザ

所在地 さいたま市南区大谷口明花5605番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社新都市ライフホールディングス

代 表 者 代表取締役 小林 昭次

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ライフホールディングス 代表取締役 安達 勝

(変更後) 株式会社ライフホールディングス 代表取締役 小林 昭次

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ジャパンミート卸売市場東浦和店

さいたま市南区大谷口明花2060番地

(変更後) 浦和イーストシティショッピングプラザ

さいたま市南区大谷口明花5605番地1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ジャパンミート

代表者氏名 代表取締役 境 正博

住所 茨城県小美玉市小川956番地

(変更後) 名称 株式会社ジャパンミート

代表者氏名 代表取締役 坂本 智幸

住所 茨城県土浦市卸町二丁目3番30号

(4) 変更の年月日

ア 令和3年10月1日

イ 名 称：令和4年6月1日

所在地：平成8年4月4日

ウ 令和2年2月1日

(5) 変更する理由

ア 設置者の代表者に変更が生じたため

イ 名 称：テナント名称での届出となっていたため

所在地：換地処分に伴い、所在地に変更が生じたため

ウ 小売業者の住所及び代表者に変更が生じたため

2 届出年月日

令和4年7月21日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年8月5日から令和4年12月5日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944